

伊丹市手話通訳者設置事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第1号に規定するコミュニケーション支援事業のうち、手話通訳者の設置に関する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、身体障害者の福祉に理解と熱意を有する手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うための支援を行うものとする。

(設置)

第3条 市長は、社会福祉に関して豊かな見識を有しかつ手話通訳に関する相当の技術を有する者を手話通訳者として設置する。

(設置場所)

第4条 手話通訳者の設置場所は、福祉事務所及び伊丹市立障害者福祉センターとする。

(勤務)

第5条 手話通訳者の勤務は、職員の勤務時間に準拠する。

(業務内容)

第6条 手話通訳者の業務は、次の番号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障害者等の更生援護に関する相談業務
- (2) 聴覚障害者等の更生援護に関する関係機関への手話通訳による仲介
- (3) 関係団体及び専門機関との連携
- (4) 聴覚障害者等の福祉向上及び社会参加の促進を図るために市長が認めた業務

(業務内容の報告)

第7条 手話通訳者は、業務完了後直ちに手話通訳業務日誌を記載

し、1ヶ月ごとに業務内容を市長に報告しなければならない。

(研鑽)

第8条 手話通訳者は、常にその職務を行ううえで必要な知識及び技術の研鑽に努めなければならない。

(身分証明書)

第9条 手話通訳者は、業務に携わるとき常に身分を証明する証票を携行しなければならない。

(留意事項)

第10条 手話通訳者は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、その業務に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

(伊丹市手話通訳者設置事業運用要綱の廃止)

2 伊丹市手話通訳者設置事業運用要綱(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。